

令和 3 年

富士川町議会

第 4 回臨時会会議録

令和 3 年 1 1 月 3 0 日 開会

令和 3 年 1 1 月 3 0 日 閉会

山梨県富士川町議会

令和 3 年

富士川町議会第 4 回臨時会

令和 3 年 11 月 30 日

令和 3年11月30日
午後 1時30分開議
於 議 場

1 議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 承認第12号 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度富士川町一般会計補正予算（第7号））
- 日程第 5 承認第13号 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度富士川町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号））
- 日程第 6 承認第14号 専決処分の承認を求めることについて（富士川町長等の給与及び旅費条例の一部を改正する条例）
- 日程第 7 議案第79号 富士川町職員給与条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 議案第80号 富士川町長等の給与及び旅費条例及び富士川町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 議案第81号 令和3年度富士川町一般会計補正予算（第8号）

（追加日程）

- 日程第 1 町長志村学君の退職の件

2 出席議員は次のとおりである。(12名)

1番	秋山仁	3番	笹本壽彦
4番	井上和男	5番	望月眞
6番	秋山稔	7番	成田守
8番	小林有紀子	10番	青柳光仁
11番	堀内春美	12番	鮫田洋平
13番	井上光三	14番	長澤健

3. 欠席議員

なし

4. 会議録署名議員

10番 青柳光仁 11番 堀内春美

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名(18人)

町長職務代理者	齋藤靖	教育長	野中正人
会計管理者	秋山忠	政策秘書課長	早川竜一
財務課長	樋口一也	管財課長	渡辺成昭
税務課長	深澤千秋	防災交通課長	望月聡
町民生活課長	松井清美	福祉保健課長	中込裕子
子育て支援課長	小林恵	産業振興課長	遠藤悦美
都市整備課長	山形謙一郎	土木整備課長	河原恵一
上下水道課長	原田和佳	上下水道課長	原田和佳
教育総務課長	中込浩司	生涯学習課長	依田正紀

6. 職務のため出席した者の職氏名(2名)

議会事務局長 野中充香
書 記 横内太加志

開会 午後1時30分

○議長（長澤健君）

開会の前に、相互にあいさつを交わします。起立願います。相互に礼。着席願います。

富士川町告示第58号をもって招集されました、令和3年第4回富士川町議会臨時会に、議員各位にはご健勝にてご出席いただき誠にありがとうございます。

ただいまの出席議員は12名であります。

定足数に達しておりますので、これより令和3年第4回富士川町議会臨時会を開会します。

なお、本日は、報道機関からカメラ撮影の申し出があり、許可しましたのでご了承願います。

ここで、町長職務代理者 副町長齋藤靖君からあいさつの申し出がありましたので、これを許可します。

職務代理者、齋藤靖君。

○職務代理者（齋藤靖君）

臨時会の開会にあたりまして、貴重な時間をいただきありがとうございます。

去る11月17日に町長志村学が官製談合防止法違反などの疑いで逮捕されました。町政を運営する長である町長が逮捕されたことに対する社会的責任は重く、行政に対する信頼を大きく損ねる状況となりました。町民の皆さまをはじめ、関係の皆さまに多大なご迷惑をお掛けすることになりましたこと、心から深くお詫び申し上げます。大変申し訳ございませんでした。

町といたしましては、副町長以下、職員一丸となりまして信頼回復に向けて全力で取り組んで参りますので、議員各位のご指導を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

さて、町では町長の逮捕を受けて町長の給料支給の適正化を図り、もって、公務に対する町民の信頼回復に資するため、富士川町長等の給与及び旅費条例の一部を改正することとし、給料等の一時差し止め及び不支給を可能とする内容で、逮捕の翌日であります11月18日に専決処分をさせていただきます。このほか、新型コロナウイルスワクチンの3回目接種に対するための予算の専決、人事院及び山梨県人事委員会勧告に鑑み、職員給与条例の一部改正、町長等の給与及び旅費条例、町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正など、計6件を提出しております。ご審議いただきご議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（長澤健君）

以上で、職務代理者のあいさつを終わります。

○議長（長澤健君）

これから本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、10番青柳光仁君および11番堀内春美さんを指名します。

○議長（長澤健君）

日程第2 会期決定を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は本日1日にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、会期は本日 1 日と決定いたしました。

○議長 (長澤健君)

日程第 3 諸般の報告

この際、議案の審議に先立ちまして、諸般の報告を行います。

議長から報告します。本日の議事日程、説明員として出席通知のありました者の職・氏名、及び監査委員の出納検査報告などにつきましては、お手元に配布したとおりです。

以上で、諸般の報告を終わります。

○議長 (長澤健君)

議長から報告します。

町長志村学君から、昨日、11月29日付で辞職届が提出されました。

町長退職同意の件を追加日程として議題にしたいと思います。

お諮りします。

町長志村学君の退職の件を日程に追加し、追加日程第 1 として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、町長志村学君の退職の件を日程に追加し、追加日程第 1 として直ちに議題とすることは可決されました。

書記に、追加議事日程を配布させます。

(書記 追加日程配布)

追加日程第 1 町長志村学君の退職の件 を議題とします。

まず、辞職届を職員に朗読させます。

○議会事務局長 (野中充香さん)

朗読します。

辞職願

私は、一身上の都合により富士川町長の職を辞することとします。

令和 3 年 1 月 2 9 日 富士川町最勝寺 6 6 3 番地 1 志村学

富士川町議会副議長 鮫田洋平殿。

以上です。

○議長 (長澤健君)

お諮りします。

町長志村学君が退職することに、ご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、町長志村学君の退職に同意することに決定しました。

○議長（長澤健君）

日程第4 承認第12号 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度富士川町一般会計補正予算（第7号））

日程第5 承認第13号 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度富士川町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号））

以上の2議案は、補正予算の専決処分の承認案件でありますので、一括して議題とします。

職務代理者から本案について、提案理由の説明を求めます。

職務代理者 齋藤靖君。

○職務代理者（齋藤靖君）

—————提案理由朗読説明—————

○議長（長澤健君）

次に、承認第12号について補足説明を求めます。

財務課長 樋口一也君。

○財務課長（樋口一也君）

それでは、承認第12号の補足説明をさせていただきます。タブレット3ページ専決処分書をご覧ください。

（以下、専決処分書の朗読）

次のページをご覧ください。

（以下、令和3年度富士川町一般会計補正予算（第7号）の朗読）

第1表歳入歳出予算補正につきましては、事項別明細書により説明いたします。タブレット8ページ、事項別明細書の表紙の次のページをご覧ください。

（以下、令和3年度富士川町一般会計補正予算（第7号）事項別明細書朗読説明）

次のページからは、本事業の人件費に異動がありましたので給与費明細書を添付しております。ご参照ください。

以上、承認第12号の補足説明とさせていただきます。ご審議いただきご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（長澤健君）

次に、承認第13号について補足説明を求めます。

上下水道課長 原田和佳君。

○上下水道課長（原田和佳君）

それでは、承認第13号の補足説明をさせていただきます。タブレット23ページをお開きください。

（以下、専決処分書の朗読）

次のページをお開きください。

（以下、令和3年度富士川町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）の朗読）

第1表歳入歳出予算補正につきましては事項別明細書により説明をさせていただきます。タブレット30ページをお開きください。

（以下、令和3年度富士川町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）事項別明細書朗読説明）

前にもどっていただきましてタブレットの28ページをお開きください。第2表地方債補正について説明をさせていただきます。

(以下、第2表 地方債補正朗読説明)

なお事項別明細書の3ページ、タブレットの32ページが地方債の現在高の見込みに関する調書となっておりますので、ご参照ください。

以上で承認第13号の補足説明とさせていただきます。ご審議の上ご承認を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（長澤健君）

以上で、職務代理者からの提案理由ならびに担当課長の補足説明が終わりました。

これから、承認第12号および第13号について質疑を行います。

質疑はありませんか。

5番 望月眞君。

○5番議員（望月眞君）

承認第13号専決処分の承認を求めることについて、簡易水道事業特別会計補正予算に関わって質問を行います。簡易水道事業費として、歳出に工事請負費230万円、鬼島地区配水管布設替工事とありますが、これは国交省の国道拡幅工事に伴う布設替とお聞きしていますが、この事業費の歳出に対する国交省からの補償はあるのでしょうか。

○議長（長澤健君）

上下水道課長 原田和佳君。

○上下水道課長（原田和佳君）

ただいまの質問にお答えいたします。国交省からの補償はございません。以上です。

○議長（長澤健君）

5番 望月眞君。

○5番議員（望月眞君）

ないということですか。町単独で布設工事をするということで、了解しました。

○議長（長澤健君）

ほかに質疑ありませんか。

(な し)

質疑なしと認めます。

以上をもって、承認第12号および第13号について質疑を終わります。

これから、承認第12号および第13号について討論を行います。

討論はありませんか。

(な し)

討論なしと認めます。

以上をもって、承認第12号および第13号について討論を終わります。

これから、日程第4 承認第12号および日程第5 承認第13号について採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、承認第12号および承認第13号は原案のとおり承認されました。

○議長（長澤健君）

日程第6 承認第14号 専決処分承認を求めることについて（富士川町長等の給与及び旅費条例の一部を改正する条例）

を議題とします。

職務代理者から本案について、提案理由の説明を求めます。

職務代理者 齋藤靖君。

○職務代理者（齋藤靖君）

—————提案理由朗読説明—————

○議長（長澤健君）

次に、承認第14号について補足説明を求めます。

財務課長 樋口一也君。

○財務課長（樋口一也君）

それでは承認第14号の補足説明をさせていただきます。タブレット34ページをご覧ください。

（以下、専決処分書の朗読）

本条例改正につきましては、今回の町長の事件によりまして、特別職の給与及び期末手当の支払いにつきまして、本条例の一部を改正するものでございます。新旧対照表をご覧ください。タブレットでは38ページになります。

まず第5条ですが、給与の支給の一時差し止めについてを追記いたしまして、町長等が、当該逮捕等を受けた日から保釈された後、職務に復する日の前日までの期間の給与を一時差し止めるものとするものであります。ただし、後に不起訴処分となったとき、起訴されることなく逮捕等の日から起算して1年を経過した時、無罪判決が確定したとき、これらにつきましては、差し止めを取り消すといった内容でございます。

次にタブレット40ページをお願いいたします。第6条では、給与の不支給についてになります。刑事事件で有罪判決が確定したときは、逮捕等の期間、また刑の執行のため施設に収容された期間は、給与を不支給とするものであります。また、すでに支給された場合は返納しなければならないといった内容になってございます。

次に第7条では、給与の支給の一時差し止め等の額の算出の方法について書いてございまして、タブレット41ページに移っていただきまして、第10条では期末手当の支給の一時差し止めについてを、第11条では期末手当の不支給についてを、タブレット42ページに移っていただき、第12条では期末手当の支給の一時差し止め等の額の算出方法についてを、それぞれ条文化しております。なおこの期末手当につきましても、給与の差し止め、不支給の考え方と同様な考え方のものがございます。

第13条につきましては、条項を加えたことによる条ずれになっております。タブレット37ページに戻っていただき、附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行するとしております。

以上承認第14号の補足説明とさせていただきます。ご審議いただきご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（長澤健君）

以上で、職務代理者からの提案理由ならびに担当課長の補足説明が終わりました。

これから、承認第14号について質疑を行います。

質疑はありませんか。

(な し)

質疑なしと認めます。

以上をもって、承認第14号について質疑を終わります。

これから承認第14号について討論を行います。

討論はありませんか。

(な し)

討論なしと認めます。

以上をもって、承認第14号について討論を終わります。

これから、日程第6 承認第14号について採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、承認第14号は原案のとおり承認されました。

○議長 (長澤健君)

日程第7 議案第79号 富士川町職員給与条例の一部を改正する条例について

日程第8 議案第80号 富士川町長等の給与及び旅費条例及び富士川町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について

以上の2議案は、条例改正案件でありますので、一括して議題とします。

職務代理者から、本案について提案理由の説明を求めます。

職務代理者 齋藤靖君。

○職務代理者 (齋藤靖君)

————— 提 案 理 由 朗 読 説 明 —————

○議長 (長澤健君)

次に、議案第79号および第80号について補足説明を求めます。

財務課長 樋口一也君。

○財務課長 (樋口一也君)

それでは議案第79号の補足説明をさせていただきます。これは本年10月18日に山梨県人事委員会から、地方公務員法第8条、第14条及び第26条の規定に基づく報告・勧告がありましたので、同法に基づきまして本町においても関係する条例を改正するものでございます。改正の内容は、民間との均衡を図るため、0.15月分を12月期の期末手当に反映させ、引き下げるものでございます。タブレット45ページの新旧対照表をご覧ください。

第1条関係では期末手当に係る第17条第2項において、100分の127.5を100分の112.5に、また特定幹部職員、いわゆる6級の課長職に当たるものですが、これを100分の107.5を100分の92.5に改めるもので、0.15月分の減になります。また、第3項では再任用職員についてであり、100分の72.5を100分の62.5に、特定幹部職員にあつては100分の62.5を100分の52.5に改めるもので、こちらについては0.1月分の減になります。次のページをお願いいたします。

第2条関係では、第17条第2項において100分の112.5を100分の120に、また、特

定幹部職員、課長級の職にあつては100分の92.5を100分の100に改めるもので、6月と12月の支給をそれぞれ1.2月分として年間では2.4月分となり、今期減らした後の月分に合わせるものの改正でございます。また、第3項では再任用職員についてであり、100分の62.5を100分の67.5に、特定幹部職員にあつては、100分の52.5を100分の57.5に改めるもので、こちらも6月と12月の支給をそれぞれ0.675月分とし、年間では1.35月分となり、今期減らした後の月分に合わせる改正のものでございます。

タブレット44ページに戻っていただきまして、附則といたしまして、この条例は公布の日から施行すると思いますが、第2条関係の規定につきましては、令和4年4月1日から施行するとしております。

続きまして、議案第80号についての補足説明をさせていただきます。こちらは富士川町職員給与条例の一部を改正する条例改正を受けまして、同様の趣旨による改正になります。

タブレット49ページ、新旧対照表をご覧ください。まず、第1条関係では、町長等に関する期末手当に係る第9条第2項において、100分の222.5を100分の207.5に改めるものがあります。次のページをお願いします。

第2条関係では、同じく第9条第2項において100分の207.5を100分の215に改めるものであります。次のページをお願いいたします。

第3条関係では議員に関する期末手当に係る第6条第2項において、100分の172.5を100分の157.5に改めるものであります。次のページをお願いいたします。

第4条関係では、同じく第6条第2項において、100分の157.5を100分の165に改めるものであります。

タブレット48ページに戻っていただき、附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するとしておりますが、第2条及び第4条、この関係につきましては、今期減らした後の月分に合わせるものであり、職員のものと同様に令和4年4月1日から施行するとしております。

以上、議案第79号と議案第80号の補足説明とさせていただきます。ご審議いただきご議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（長澤健君）

以上で、職務代理者からの提案理由ならびに担当課長の補足説明が終わりました。

これから議案第79号および第80号について質疑を行います。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

以上をもって、議案第79号および第80号について質疑を終わります。

これから、議案第79号および第80号について討論を行います。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論なしと認めます。

以上をもって、議案第79号および第80号について討論を終わります。

これから、日程第7 議案第79号および日程第8 議案第80号について採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第79号および第80号は原案のとおり可決されました。

○議長 (長澤健君)

日程第9 議案第81号 令和3年度富士川町一般会計補正予算 (第8号)

を議題とします。

職務代理者から本案について、提案理由の説明を求めます。

職務代理者 齋藤靖君。

○職務代理者 (齋藤靖君)

————— 提 案 理 由 の 朗 読 説 明 —————

○議長 (長澤健君)

次に、議案第81号について補足説明を求めます。

財務課長 樋口一也君。

○財務課長 (樋口一也君)

それでは議案第81号の補足説明をさせていただきます。タブレット54ページをご覧ください。

(以下、令和3年度富士川町一般会計補正予算の朗読)

第1表歳入歳出予算補正については事項別明細書により説明いたします。タブレット58ページ、事項別明細書表紙の次のページをご覧ください。

(以下、令和3年度富士川町一般会計補正予算事項別明細書朗読説明)

以上、議案第81号の補足説明とさせていただきます。ご審議いただきご議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長 (長澤健君)

以上で、職務代理者からの提案理由ならびに担当課長の補足説明が終わりました。

これから、議案第81号について質疑を行います。

質疑はありませんか。

(な し)

質疑なしと認めます。

以上をもって、議案第81号について質疑を終わります。

これから、議案第81号について討論を行います。

討論はありませんか。

(な し)

討論なしと認めます。

以上をもって、議案第81号について討論を終わります。

これから、日程第9 議案第81号について採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第81号は原案のとおり可決されました。

○議長（長澤健君）

以上で本日の日程はすべて終了しました。

本日の会議を閉じます。

皆さまにはお忙しいところ、大変ご苦勞さまでした。

令和3年第4回富士川町議会臨時会を閉会します。

起立願います。相互に礼。ご苦勞さまでした。

閉会 午後2時11分